

京都市告示第 212 号

京都市森林文化交流センターの指定管理者である公益財団法人京都市森林文化協会から、京都市森林文化交流センター条例第 4 条の規定に基づき、臨時の開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 30 年 7 月 13 日

京都市長 門川大作

臨時に開所する日時

開所日	開所時間
平成 30 年 7 月 17 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 7 月 24 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 7 月 31 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 8 月 7 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 8 月 14 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 8 月 21 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 30 年 8 月 28 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)